

第2節 建築物の安全化

本町は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努めるものとする。

第1 建築物の耐震対策の促進

本町は、「忠岡町既存建築物耐震改修促進実施計画」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

1 公共建築物の耐震診断及び耐震改修の推進

公共建築物の耐震診断及び耐震改修については、建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨及び防災上の観点から、民間建築物の模範となるよう、それぞれの建築物の建替計画との連動も十分図りながら、計画的に推進する。

(1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物等

本町の主な公共施設及び町営住宅の診断を最優先で実施するとともに、避難予定場所として指定している各施設について、順次診断し、必要に応じて改修を実施する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物

文化会館等施設について耐震診断し、必要に応じて改修を実施する。

2 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

(1) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 「忠岡町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱」に基づき、所有者が行う耐震診断に対する助成を行い、診断・改修の促進を図る。

第2 建築物の安全性に関する指導等

本町は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 建築物の安全性に関する指導

建築物の新築、改築に関しては、建築基準法に基づく指導、助言により、安全の確保を行う。

2 定期報告制度の活用

建築基準法第12条による特殊建築物の調査、検査報告により、建築物の安全性の維持確保に努める。

3 液状化対策

液状化対策については、建築物の新築、建替え時に液状化対策の啓発を行う。

4 福祉的整備

高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する安全対策として、公共施設をはじめ交通機関、医療機関、商業施設等の改善を要請するなど、都市防災環境の整備を図る。

第3 文化財対策

本町は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1 施設等の整備

文化財所有者及び関係機関は、次のような防災対策上の施設整備に努める。

- (1) 火災対策（警報・消火・防火設備の整備、火気の使用制限等）
- (2) 落雷対策（避雷針の設置等）
- (3) その他の対策（周辺環境整備、委託保管、施設、機器の点検整備等）

2 保護思想の普及

文化財の保護には、所有者だけでなく一般住民の協力も必要であり、文化財防火デー、文化財保護強調週間、文化財保護月間などの機会を通じて、本町は一般住民に対する文化財保護思想の普及を行う。

3 関係機関の連絡、協力及び防災訓練

文化財所有者、本町消防本部、泉大津警察署、本町教育委員会その他関係機関は、平常時から密接な連絡を保ち、また、防災訓練を実施するなど、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。